

岐阜県公報

第二千三百九十九号
平成二十四年十一月二十七日

(火曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 七五三^{ページ}

告示

有害興行の指定

准看護婦養成所指定に関する告示の廃止

林業用種苗生産事業者の登録

土地収用法に基づく事業の認定

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

資金管理団体の異動事項の公表

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業計画の決定

市営土地改良事業の換地処分

平成二十五年岐阜県立高等学校全日制の課程、定時制の

課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

(教育総務課) 七六〇

(商業流通課) 七五八
(同) 七五九
(農地整備課) 七六〇
(同) 七六〇

(男女参画青少年課) 七五三
(医療整備課) 七五四
(森林整備課) 七五四
(用地課) 七五四

(選挙管理委員会) 七五六
(同) 七五七
(同) 七五七
(同) 七五八
(同) 七五八
(同) 七五八

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県公安委員会
委員長 石 井 成 一

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条の二第五号中「限る。」の下に「及び時間制限駐車区間の規制」を加え、同号
八中「ために」の下に「使用中の車両(イに該当するものを除く。)及び当該用務のた
めに」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百二十八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規
定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等	配 給 会 社 名 等
映 画	エッチな体温 白衣みだれ抜き		オーピー映画
	変態下宿屋 熟女ざかり		新 日 本 映 画
	奴隸市		新 東 宝 映 画
	高校教師の下半身 教え子にシナイサされて		新 日 本 映 画
	家庭教師 いんび誘惑シッスン		オ ー ピ ー 映 画
	ヘルセルク黄金時代篇 降臨		クローナー・アラザール 映 画
	痴漢電車 夢指の熱い調べ		オ ー ピ ー 映 画
	姪を犯す		新 東 宝 映 画
	裸の牝たち 見られていつちやう		新 東 宝 映 画
	悶える熟女 夫も知らないみだれ方		新 東 宝 映 画
	義父と姉妹 桃汁味くらべ		オ ー ピ ー 映 画
	せせらぎの淡い虹		オ ー ピ ー 映 画
	いんらん家族 色欲ざかり		オ ー ピ ー 映 画
	ヘッドバント (原題) REDD INC.		クワッククワックス

2 指定年月日

平成24年11月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百二十九号

准看護婦養成所指定に関する告示（昭和三十一年岐阜県告示第三百五十号）は、廃止する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一九三三	有限会社大原林産 郡上市八幡町五町三丁目二番地一四	苗木 幼苗以外の苗木の育成	有限会社大原林産 郡上市八幡町五町三丁目二番地一四

岐阜県告示第五百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

揖斐川

二 事業の種類

揖斐川町揖斐川右岸地区農業集落排水処理施設整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県揖斐郡揖斐川町上東野字海道前地内（以下「本件起業地」という。）

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、揖斐川町が事業主体となり、本件起業地に揖斐川右岸地区の生活雑排水の処理等を目的とする処理施設等を整備するもので、法第三十三条第一号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に議会の議決を経て財源措置を講じており、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

揖斐川町は岐阜県の最西部に位置し、町の中央部を一級河川揖斐川が流れる自然豊かな歴史あるところである。また、揖斐川右岸地区は揖斐川町の南東部に位置し、揖斐川の右岸に位置する傾斜の緩い平坦地に集落が形成されており、主な農業は稲作である。

近年、揖斐川右岸地区においても、都市部と同様に生活の多様化が進んでいるものの、生活雑排水を処理する施設の普及率は低く、大部分の家庭は生活雑排水を未処理のまま集落内水路に垂れ流している状態が続いている。よって、集落内水路の環境悪化を引き起こすとともに、揖斐川右岸地区周辺及び下流部の水田への影響が懸念されている。また、揖斐川右岸地区の生活雑排水が最終的に流れ込む揖斐川においても、DO（溶存酸素量）が基準を満たさず、汚濁負荷を与えている状況にある。さらに、揖斐川町のし尿及び浄化槽汚泥は、大垣衛生施設組合が管理運営する大垣衛生センターにおいて処理されているが、平成二十

年度からの処理実績は、施設の処理能力を超えており、し尿及び浄化槽汚泥の発生量を削減する必要がある。

本件事業の完成により、これまで未処理のまま集落内水路に排水されていた生活雑排水を管渠により集水し処理施設において処理した後、最終的に揖斐川に放流することとなる。これにより、集落内水路の水質が改善されるとともに、便所が水洗化されてし尿もあわせて処理するため、衛生が向上することから、揖斐川右岸地区の生活環境の改善が図られることになると認められる。また、汚泥を堆肥化することにより、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が削減されることも認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、処理施設の完成後における影響として騒音及び悪臭が想定されることから、起業者が任意で検討したところ、法に基づく基準を満たすとされている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は無く、希少な動植物の存在も確認されていないため、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、揖斐川右岸地区の三案について、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、揖斐川右岸地区は、大部分の家庭からの生活雑排水が未処理のまま集落内水路に排水され、揖斐川に流入している状況であることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があるものと認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
 本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
 また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。
 したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論
 1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものがある。

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
圭友会	小 倉 直 美	小 木 曾 那 美	多治見市白山町 1 15
《子どもたちの未来を守るいびがわの会》(岩間まこと後援会)	中 村 賀 久	岩 間 珠 美	揖斐郡揖斐川町三輪1374 6
近藤純二後援会	近 藤 純 二	近 藤 東 海 雄	恵那市長島町正家73 3
瀬川利生事務所	瀬 川 利 生	瀬 川 道 代	各務原市各務東町 7 18
瀬川利生を育てる会	長 縄 光 浩	瀬 川 道 代	各務原市各務東町 7 18
津田忠孝を支援する会	津 田 忠 孝	津 田 あ ず さ	各務原市那加桜町 2 331 1
遠山信子後援会	堀 武 夫	永 井 三 知 子	恵那市岩村町富田2258

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 揖斐川町役場下水道課

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

深澤安信後援会

宮澤博光

深澤澄雄

恵那市岩村町556 2

岐阜県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党土岐市支部	代 表 者 主たる事務所の所在地	矢 島 成 剛 土岐市泉町定林寺687	玉 樹 成 三 土岐市泉町大蔵198911
民主党岐阜県総支部連合会 兼山ヤスタカ後援会	代 表 者 名 称	柴 橋 正 直 兼山ヤスタカ後援会	園 田 康 博 兼山ヤスタカをばけまが会

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体の届出事項が異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

幸福実現党美濃後援会	会 計 責 任 者	石 川 朱 美	紺 野 英 二
主たる事務所所在地	主たる事務所所在地	恵那市栗野859 1	恵那市栗野414 8
武藤容治後援会	主たる事務所所在地	羽島市竹鼻町狐穴1058	羽島市正木町曲利1902
	主たる事務所所在地	各務原市那加桐野外ヶ所大字入会地字中野8 16	各務原市那加信長町1 91

政治団体の名称	代 表 者 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
片田良治後援会	片 田 良 治	榑 間 元 宏	岐阜市美江寺町2 5	平成24年9月27日			
小林春男後援会	小 林 春 男	小 森 義 朗	揖斐郡池田町片山2803 2	平成24年10月10日			
田垣隆司を育てる会	田 垣 隆 司	田 垣 善 範	山県市葛原4764 1 2	平成24年9月30日			
中尾一明後援会	中 尾 一 明	榑 間 元 宏	岐阜市美江寺町2 5	平成24年9月27日			

森嶋和明友の会

林 正 三 高 城 清 通

揖斐郡池田町池野419

平成24年
10月10日

岐阜県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の名
津田 忠孝	各務原市議会議員	各務原市議会議員	各務原市那加桜町2-331	津田 忠孝

岐阜県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
松井 聡	松井さとし後援会	主たる事務所所在地	羽島市竹鼻町狐穴1058	羽島市正木町由利190-2

岐阜県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の名
大山 耕二	中津川市長	大耕会	中津川市千日林1540-1	大山 耕二
片田 良治	下田市議会議員	片田良治後援会	岐阜市美江寺町2-5	片田 良治
中尾 一明	岐阜県議会議員	中尾一明後援会	岐阜市美江寺町2-5	中尾 一明

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により告示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三〇 二 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 阿曾 克彦

(変更後) 代表取締役 梅本 薫

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 名古屋ステーション開発株式会社 代表取締役 阿曾克彦 外一〇者

(変更後) 株式会社デリカサイト 代表取締役社長 堀重則 外九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三〇 二 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 五四八台

(変更後) 四八〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所

(変更後) 四箇所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター(平成二十四年六月二十二日届出)

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター(平成二十四年六月二十五日届出)

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
恵那北部地区	恵那市役所	平成二四・一一・二七から 同二四・一二・二六まで

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、下呂市営土地改良事業古城地区の換地処分を平成二十四年十一月七日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十五年岐卓県立高等学校全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)第二条第二項の規定により、平成二十五年岐卓県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員を次のように定める。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県教育委員会
委員長 土屋 嶮

平成25年度 岐阜県立高等学校入学定員

単位：人

県 立 全 日 制 の 課 程							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
岐 阜	400						400
岐 阜 北	360						360
長 良	400						400
岐 山	280				理 数 80		360
加 納	320				音 楽 40 美 術 40		400
羽 島 北	320						320
岐阜総合学園						280	280
岐 阜 城 北					生活文化 80	160	240
岐 阜 商 業				情報処理 120 国際コミュニ ケーション 40 流通ビジネス 160 会計システム 80			400
岐 南 工 業			機 械 80 自 動 車 40 電 気 40 電 子 40 建 築 40 土 木 40				280
各 務 原	200				理 数 40 英 語 40		280
各 務 原 西	280						280
岐阜各務野				ビジネス 160	情 報 40 福 祉 40		240
本 巢 松 陽	240						240
岐 阜 農 林		動物科学 40 園芸科学 40 食品科学 40 流通科学 40 生物工学 40 森林科学 40 環境科学 40					280
山 県	80 ビジネスコース 80						160
羽 島	200						200
岐 阜 工 業			機 械 80 電 気 40 電 子 40 化学技術 40 建設工学 40 電子機械 40 デザイン工学 40 設備システム 40				360
揖 斐	40 ビジネスコース 40				生活環境 80		160
池 田	160						160
大 垣 北	320						320

大 垣 南	280						280
大 垣 東	280				理 数 40		320
大 垣 西	240						240
大 垣 養 老		食品科学 40					120 240
		環境園芸 40					
		生産科学 40					
大 垣 商 業				総合ビジネス 160 会 計 80	情 報 80		320
大 垣 工 業			機 械 80				320
			電 気 40				
			電 子 40				
			情報技術 40				
			化学技術 40				
			建設工学 40				
			電子機械 40				
大 垣 桜					服飾デザイン 40		200
					食 物 40		
					生活文化 80		
					福 祉 40		
不 破	120						120
海 津 明 誠	120			情報処理 40	生活福祉 40		200
郡 上 北	80						120
	ビジネスコース 40						
郡 上	120	食品流通 40					80 280
		森林科学 40					
武 義	120			商 業 40			200
				情報処理 40			
関 有 知	120				生活福祉 40		160
関	280						280
加 茂	280				理 数 40		320
加 茂 農 林		流通科学 40					200
		造 園 40					
		生物工学 40					
		林業工学 40					
		生産科学 40					
八 百 津	120						120
東 濃	120						120
東 濃 実 業				ビジネス管理 80	生活文化 80		240
				ビジネス情報 80			
可 児	280						280
可 児 工 業			機 械 80				200
			建設工学 40				
			電気システム 40				
			応用技術 40				
多 治 見	200						240
	自然科学コース 40						
多 治 見 北	280						280
多 治 見 工 業			セラミック 80				200
			デザイン 40				
			電子機械 80				
			電気システム 40				
瑞 浪	80				生活福祉 80		160

土 岐 紅 陵						120	120
土 岐 商 業				ビジネス 160 ビジネス情報 40			200
恵 那	160				理 数 80		240
恵 那 南						120	120
恵 那 農 業		園芸科学 40 食品科学 40 園芸デザイン 40 環境科学 40					160
中 津	200						200
坂 下	40				生活文化 40 福 祉 40		120
中 津 商 業				ビジネス 120 ビジネス情報 40			160
中津川工業			機 械 40 電 気 40 建設工学 40 電子機械 40				160
益 田 清 風	120			ビジネス会計 40 経営情報 40		80	280
斐 太	280						280
飛 驒 高 山	80	園芸科学 40 生物生産 40 環境科学 40		情報処理 40 ビジネス 40	生活文化 80		320
高 山 工 業			機 械 40 電 気 40 建築インテリア 40 電子機械 40				160
吉 城	120				理 数 40		160
飛 驒 神 岡						80	80
県立高校 計	7,920	960	1,680	1,600	1,320	1,040	14,520

(注) 各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、不破高等学校、東濃高等学校、中津高等学校及び総合学科は単位制

単位：人

県 立 定 時 制 の 課 程							
学科	普 通 科	農 業 に 関 する 学 科	工 業 に 関 する 学 科	商 業 に 関 する 学 科	家 庭 に 関 する 学 科 及 び そ の 他 の 学 科	総 合 学 科	計
高等学校							
華陽フロンティア	部 80 部 80 部 40						200
岐 阜 商 業				商 業 40			40
岐 阜 工 業			工 業 技 術 40				40
大 垣 商 業				商 業 40			40
大 垣 工 業			工 業 技 術 40				40
加 茂	40						40
東濃フロンティア	部 40 部 40 部 40						120
中 津	40						40

飛 驒 高 山	40						40
計	440		80	80			600

(注) 県立定時制課程は単位制

単位：人

県 立 通 信 制 の 課 程							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
華陽フロンティア	240						240
飛 驒 高 山	80						80
計	320						320

(注) 県立通信制課程は単位制

単位：人

県 立 専 攻 科							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
多治見工業			陶磁科学芸術 30				30

平成二十四年十一月二十七日発行

発 行 所

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社